

【以下に注意を要する 5つの事例を示します】

いずれも常勤の勤務すべき時間数は 160 時間とします。

【例 1】 就労継続支援 B 型事業所にて管理者兼生活支援員が有資格者の場合

	職種	勤務状況	兼務状況	資格の有無
①	管理者	常勤兼務	管理者 80 時間 生活支援員 80 時間	有
②	サービス管理責任者	常勤専従	—	有
①	生活支援員	常勤兼務	管理者 80 時間 生活支援員 80 時間	有
③	職業指導員	常勤専従	—	無
④	職業指導員	常勤専従	—	無
⑤	職業指導員	常勤専従	—	無

⇒ I は算定不可。 II は算定可。 III は算定可。(II か III のいずれかを算定できる。)

※従業者①については、管理者としても兼務しているが、生活支援員としての勤務時間が当該事業所に常勤が勤務すべき時間の 2 分の 1 にあたるため、 II が算定可となる。

・ (I)、(II) の算定について

届出書【A】： 4 人 (①③④⑤)

届出書【a】： 1 人 (①)

⇒ $1 \div 4 = 0.25$ のため、 II を算定可能。

■ヨシカワ

・ 資格者 1 名 / 常勤 4 名 = 25% = II

・ 全支援員常勤 = III

・ (III) の算定について

届出書【B】： 5 6 0 (①80 + ③160 + ④160 + ⑤160) \div 1 6 0 = 3.5 人

届出書【b】： 5 6 0 (①80 + ③160 + ④160 + ⑤160) \div 1 6 0 = 3.5 人

⇒ $3.5 \div 3.5 = 1.0$ のため、 III を算定可能。

【例 2】 就労継続支援 B 型事業所にて非常勤職員のみが有資格者の場合

	職種	勤務状況	兼務状況	資格の有無
①	管理者	常勤専従	—	有
②	サービス管理責任者	常勤専従	—	有
③	生活支援員	常勤専従	—	無
④	職業指導員	常勤専従	—	無
⑤	職業指導員	常勤専従	—	無
⑥	職業指導員	非常勤専従 (90 時間)	—	有

⇒ I は算定不可。 II は算定不可。 III は算定可。

※従業者⑥については、非常勤職員のため、 I 及び II において、有資格者の配置を判断する対象とはならない。

■ヨシカワ

常勤 3 名 \div 常勤換算 3.5 = 0.85 > 0.75 → III

- ・(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定について
届出書【A】：3人(③④⑤) 届出書【a】：0人
⇒Ⅰ、Ⅱは算定不可。
- ・(Ⅲ)の算定について
届出書【B】：560(③160+④160+⑤160+⑥90) ÷ 160 = 3.5人
届出書【b】：480(③160+④160+⑤160) ÷ 160 = 3人
⇒3 ÷ 3.5 = 0.85…のため、Ⅲを算定可能。

【例3】就労継続支援B型事業所にて目標工賃達成指導員のみが有資格者の場合

	職種	勤務状況	兼務状況	資格の有無
①	管理者	常勤専従	—	有
②	サービス管理責任者	常勤専従	—	有
③	生活支援員	常勤専従	—	無
④	職業指導員	常勤専従	—	無
⑤	職業指導員	常勤専従	—	無
⑥	職業指導員	常勤専従	—	無
⑦	目標工賃達成指導員	常勤専従	—	有

⇒Ⅰは算定不可。Ⅱは算定不可。Ⅲは算定可。

※従業者⑦については、Ⅰ及びⅡにおいて、有資格者の配置を判断する対象の職種とはならないため、Ⅰ及びⅡは算定できない。(他のサービス種別においても、対象の職種かについては、十分に注意してください。)

- ・(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定について
届出書【A】：4人(③④⑤⑥)
届出書【a】：0人
⇒Ⅰ、Ⅱは算定不可。
- ・(Ⅲ)の算定について
届出書【B】：640(③160+④160+⑤160+⑥160) ÷ 160 = 4.0人
届出書【b】：640(③160+④160+⑤160+⑥160) ÷ 160 = 4.0人
⇒4.0 ÷ 4.0 = 1.0のため、Ⅲを算定可能。

■ヨシカワ

常勤であっても、目標工賃達成指導員は対象外

常勤の生活支援員・職業指導員4名 / 生活支援員等4名

→100% → Ⅲ

【例4】就労継続支援B型、生活介護の多機能型事業所の場合

	職種	勤務状況	兼務状況	資格の有無
①	管理者	常勤専従	—	有
②	サービス管理責任者	常勤専従	—	有
就労継続支援B型				
③	生活支援員	常勤兼務	B型 80時間 生活介護 80時間	有
④	職業指導員	常勤専従	—	無
⑤	職業指導員	常勤専従	—	無
⑥	職業指導員	常勤専従	—	無
生活介護				
③	生活支援員	常勤兼務	B型 80時間 生活介護 80時間	有
⑦	生活支援員	常勤専従	—	無
⑧	生活支援員	常勤専従	—	無
⑨	生活支援員	常勤専従	—	無

⇒Ⅰは算定不可。Ⅱは算定不可。Ⅲは算定可。

※多機能型事業所においては、各サービスに専従する職員がいるかに関わらず、多機能型として実施する全サービスの職員全体において、算定が可能な比率となるか判断する。

上記の場合、就労継続支援事業B型や生活介護のみで算定が可能となる事はないので、注意してください。

・(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定について

届出書【A】：7人(③④⑤⑥⑦⑧⑨)

届出書【a】：1人(③)

⇒ $1 \div 7 = 0.14\dots$ ⇒Ⅰ、Ⅱは算定不可。算定可能な比率に達していない。

・(Ⅲ)の算定について

届出書【B】：1120(③160+④160+⑤160+⑥160+⑦160+⑧160+⑨160)
 $\div 160 = 7.0$ 人

届出書【b】：1120(③160+④160+⑤160+⑥160+⑦160+⑧160+⑨160)
 $\div 160 = 7.0$ 人

⇒ $7.0 \div 7.0 = 1.0$ のため、Ⅲを算定可能。

■ヨシカワ

常勤の職業指導員、生活支援員 = 頭数7名
 資格者1名 / 7名 = 14%なのでⅠ、Ⅱ不可

7名全員常勤160時間なので、常勤100% = Ⅲ算定

【例5】 放課後等デイサービスにて保育士のみが有資格者の場合

	職種	勤務状況	兼務状況	資格の有無
①	管理者	常勤専従	—	有
②	児童発達支援管理責任者	常勤専従	—	有
③	保育士	常勤専従	—	有
④	児童指導員	常勤専従	—	無
⑤	指導員	常勤専従	—	無
⑥	指導員	常勤専従	—	無

⇒ I は算定不可。II は算定不可。III は算定可。

※ I 及び II において、従業者③は有資格者の配置を判断する対象の職種とはならないため、I 及び II は算定できない。

・ (I)、(II) の算定について

届出書【A】：1人 (④)

届出書【a】：0人

⇒ I、II は算定不可。

・ (III) の算定について

届出書【B】：480 (③160+④160) ÷ 160 = 2.0人

届出書【b】：480 (③160+④160) ÷ 160 = 2.0人

⇒ 2.0 ÷ 2.0 = 1.0 のため、III を算定可能。

■ヨシカワ

児発放デイ → I、II → 常勤の「児童指導員」だけ！

III → 保育士も含む → 保育士、児童指導員が全員常勤なので、III を算定可能

※無資格の指導員等も、福祉専門職員配置等加算には考慮しない